

災害援護資金貸付制度の見直しに関する要望

要望の要旨

災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な方々が存在している状況であります。

よって、国は、災害援護資金の償還について、自治体の国に対する履行期限を延長すること。また、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づく償還免除について、自治体が償還免除を行った場合については、国も自治体の判断を尊重し、速やかに国貸付金の免除を行うこと。

併せて、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成を行うことを要望します。

要望の理由

平成23年度中に当市が借り受けた、41億91万円については、償還期限である令和7年度までに県への償還を完了する必要がある、令和4年3月末現在、借受人からの

償還が遅れる見込である約8億8千万円については、本市が一時負担をして償還することとなります。

また、償還免除について、自治体が償還を免除したときは、国や県もその免除した額に相当する貸付金の償還を免除することが法律に明記されておりますので、法律どおりの運用をお願いします。

さらに、災害援護資金の貸付利子は、市町村の運営事務費等に見合うものとされておりますが、大規模災害により多くの貸付が行われたことから、債権管理上必要なシステム構築や回収業務には多くの費用が発生しております。

よって本市は、償還期間の延長と免除規定の明示、併せて事務経費の助成について要望します。